

三 党 合 意

年金制度改革に関し、下記の通り合意する。

1. 社会保障制度の全般的見直しについて

- ① 衆議院と参議院の夫々の厚生労働委員会に「年金の一元化問題を
含む社会保障制度全般のあり方に関する小委員会」を設置し、年金
の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、平成
19年3月を目途に結論を得て、随時実施を図るものとする。
- ② ①にあわせ、与野党により、平成16年から年金の一元化問題を
含めた社会保障制度全般の一体的見直しのための協議会を設置し
検討する。
- ③ 年金保険料については、社会保障全体の在り方の検討状況や経済
社会情勢の変化などの事情を勘案して、必要に応じ検討を加えてい
くこと。
- ④ 上記を踏まえ、5月11日衆・本会議において政府案に別紙の付
則を追加する修正を行う。
- ⑤ 衆・厚生労働委員会において、年金に関する委員会決議を行う。

2. 年金の未納問題について

- ① 国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行う
ための措置を講じさせるものとする。
- ② 錯誤等による未加入、未納者について、今国会において一定条件
の下で、事後納付できるようにするための法的措置を講ずるものと
する。
- ③ 民間人から登用される大臣等について、今国会において、国家公
務員共済年金に加入出来るよう政令改正を行うものとする。

自由民主党 幹事長

民 主 党 幹事長

公 明 党 幹事長